

国立大学法人京都大学教職員給与規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(教職員の給与)</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第22条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び寒冷地手当を除いた全額とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 } (略)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>4 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情により勤務時間の報告が遅れる場合等でその日において支給できないときは、その日後において支給する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第33条 (略)</p>	<p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第22条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、<u>寒冷地手当、入試手当及び学位論文調査手当</u>を除いた全額とする。</p> <p>(給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 } (同 左)</p> <p>2 } 3 }</p> <p>4 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、<u>管理職員特別勤務手当、入試手当及び学位論文調査手当</u>は、一の給与期間の分を次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情により勤務時間の報告が遅れる場合等でその日において支給できないときは、その日後において支給する。</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第33条 (同 左)</p> <p>(入試手当)</p> <p><u>第33条の2 入試手当は、入試業務に従事する別表第11に掲げる教員に対し、その区分に応じた手当額を支給する。</u></p> <p>(学位論文調査手当)</p> <p><u>第33条の3 学位論文調査手当は、京都大学学位規程（昭和33年達示第1号）第3条第1項の学位論文が提出された場合に、同第6条の規定により調査及び試験を行う調査委員に対して支給する。</u></p> <p><u>2 学位論文調査手当の額は、前項の論文1件につき、当該論文の調査及び試験の総括を行う教員1名については15,000円、その他の教員については10,000円とする。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(特定の教職員についての適用除外)</p> <p>第34条 第11条から第15条まで、第17条、第20条、第23条から第26条まで及び第28条から第31条までの規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。</p> <p>2 第23条及び第24条の規定は、俸給の特別調整額の適用を受ける教職員には適用しない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(特定の教職員についての適用除外)</p> <p>第34条</p> <p style="text-align: center;">} (同 左)</p> <p>2</p> <p><u>3 第33条の2の規定は、別表第11に掲げる当該学部又は研究科における試験実施責任者として従事する学部長及び研究科長には適用しない。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成18年12月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。</p>

別表11(第33条の2関係)

試験	業務	業務内容	手当額
大学入試センター試験	試験実施責任者	大学入試センター試験の実施を総括する教員	年度当たり 100,000円
	学部試験実施責任者	各学部において大学入試センター試験の実施を総括する教員	年度当たり 60,000円
	試験実施責任者補佐	試験実施責任者を補佐する教員で、大学入試センター試験実施委員会委員のうち、試験実施責任者が指名する教員	年度当たり 40,000円
	救護医師	発病者等に係る救護措置を行う医師	1日当たり 10,000円
個別学力検査	試験実施責任者	個別学力検査の実施を総括する教員	年度当たり 250,000円
	学部試験実施責任者	各学部において個別学力検査の実施を総括する教員	年度当たり 100,000円
	出題採点主任・副主任	問題及び解答の作成及び校正並びに答案採点の責任者として京都大学入学試験委員会が認めた教員	年度当たり 200,000円
	出題者	問題及び解答を作成及び校正する教員で、京都大学入学試験委員会が定める出題委員となった教員	1科目当たり 100,000円
	出題アドバイザー	前年度の出題委員のうち、当該年度の問題作成のアドバイザーとして京都大学入学試験委員会が認めた教員	1科目当たり 10,000円
	採点者	答案を採点する教員で、京都大学入学試験委員会が定める採点委員となった教員	1日当たり 10,000円
			半日当たり 5,000円
	問題解答者	試験当日に問題を解答し、内容を点検する教員で、京都大学入学試験委員会が必要と認めた教員	1科目当たり 10,000円
救護医師	発病者等に係る救護措置を行う医師	1日当たり 10,000円	
大学院入学試験	試験実施責任者	大学院入学試験の実施単位ごとに、当該試験の実施を総括する教員	1試験当たり 50,000円
法科大学院適性試験	試験実施責任者	法科大学院適性試験の実施を総括する教員	1試験当たり 50,000円
学部特別選抜試験	試験実施責任者	学部特別選抜試験の実施単位ごとに、当該試験の実施を総括する教員	1試験当たり 50,000円